



# 島根県報

平成20年1月23日(水)

号外第1号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

(水 産 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則(規則第1号)

1 規則の概要

漁業経営緊急支援資金の融資期間を改めることとした。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規

## 則

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第1号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則(平成12年島根県規則第102号)の一部を次のように改正する。

別表漁業経営緊急支援資金の項中「6年以内」を「8年以内」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

